

東京都北区工事等競争入札発注基準

平成20年3月31日

副 区 長 専 決

1. 総 則

東京都北区（以下「区」という。）が「東京都北区公契約条例」の基本方針に基づき発注する工事又は製造その他の請負の契約に係る競争入札について、発注のために必要な事項は、別に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

2. 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 競争入札参加有資格者

東京都北区契約事務規則（昭和39年3月東京都北区規則第4号。以下「規則」という。）第4条、第4条の2及び第4条の3並びに第33条に定める資格を有する者をいう。

(2) 共同格付

東京電子自治体共同運営・電子調達サービスにより定められた等級格付及び順位をいう。

(3) 区内本店業者

上記（1）に定めるもののうち、区内に本店を置く者をいう。

(4) 区内支店業者

上記（1）に定めるもののうち、区内に支店・営業所等（以下「支店等」という。）を置く者をいう。

(5) 準区内業者

上記（4）に定めるもののうち、北区競争入札参加に係る準区内業者の認定基準（25北総契第2022号）に基づき認定された者をいう。

(6) 区外業者

上記（3）から（5）までに定める者を除く者をいう。

(7) 建設共同企業体方式

二以上の事業者が共同して工事を行うために用いられる共同経営の一方方式をいう。（以下「JV方式」という。）

(8) 契約担当者

規則第2条第2項に定める区長及び別に定めるところにより契約の権限を委任された者をいう。

3. 予定価格に応じた競争入札の方式

- (1) 工事契約について、予定価格（税込）に応じた競争入札の種類は、次のとおりとする。

予定価格（税込）	方式
9,000万円以上	一般競争入札
200万円超 9,000万円未満	希望制指名競争入札

- (2) 上記（1）に定める一般競争入札案件について契約担当者は、JV方式の採用を検討しなければならない。なお、JV方式を採用する場合には「東京都北区建設共同企業体方式発注基準」によるものとする。
- (3) 上記（1）に定める希望制指名競争入札案件について、契約担当者は特に必要と認める場合は一般競争入札を行うことができる。

4. 一般競争入札の発注基準

(1) 公表の方法

工事案件について一般競争入札を実施しようとする場合は、規則第7条及び第8条に基づく公告を東京都北区役所第二庁舎三階総務部契約管財課契約係に掲示するとともに、北区ホームページ及び東京電子自治体共同運営サービスに掲載することにより行うものとする。

(2) 公告内容の設定

上記（1）に定める公告の内容は、案件ごとに東京都北区入札等審査委員会が決定する。

(3) 予定価格の公表

当該案件に係る予定価格は、事後公表とする。ただし、特に必要と認めるときは、事前公表することができる。

(4) 低入札価格調査又は最低制限価格の設定

契約担当者は、低入札価格調査又は最低制限価格を設定する場合は上記（1）の公告に示さなければならない。

(5) 契約の相手方及び契約金額の公表

当該案件において、適正に契約が締結されたときは、次に掲げる事項を上記（1）の方法で公表する。

- ①契約の相手方の商号、名称及び氏名
- ②契約の相手方の所在地
- ③契約金額
- ④工事着手の時期
- ⑤工事完成の時期

5. 希望制指名競争入札の発注基準

(1) 募集の方法

希望制指名競争入札を実施しようとする場合は、工事発注予定表（別紙様式1）を東京都北区役所第二庁舎三階総務部契約管財課契約係に掲示するとともに、北区ホームページ及び東京電子自治体共同運営サービスに各月1日及び15日（東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第7号）に定める日（以下「休日」という。）に当たる場合は翌日とする。）に掲載し、掲載日の翌日から起算して5日間（休日を除く。）所定の希望票（別紙様式2）の提出を求めることにより行うものとする。

(2) 発注区分

上記（1）の工事発注予定表に掲載する工事契約案件について、次に定める予定価格（税込）に応じた共同格付を持つ者に対し募集する。ただし、工事の内容等により変更する必要がある場合は、この限りでない。

①建築工事

共同格付	予定価格（税込）	
A	1,500万円以上	9,000万円未満
B	500万円以上	9,000万円未満
C	500万円以上	7,000万円未満
D	200万円超	5,000万円未満
E	200万円超	1,500万円未満

②設備工事（電気工事、給排水設備工事、空調工事）

共同格付	予定価格（税込）	
A	200万円超	9,000万円未満
B	200万円超	7,000万円未満
C	200万円超	5,000万円未満
D	200万円超	1,500万円未満

③土木工事（道路舗装工事、一般土木工事等）

共同格付	予定価格（税込）	
A	1,500万円以上	9,000万円未満
B	500万円以上	9,000万円未満
C	200万円超	9,000万円未満
D	200万円超	5,000万円未満
E	200万円超	1,500万円未満

④その他工事（造園、解体工事、防水、エレベーター、設計等）

共同格付の等級を定めていない業種については、規模及び特性により案

件ごとに定めるものとする。

(3) 指名業者数

① 予定価格（税込）に応じた指名業者の数は、次のとおりとする。

予定価格（税込）		指名数
5,000万円超		8者程度
2,000万円超	5,000万円以下	7者程度
1,000万円超	2,000万円以下	6者程度
200万円超	1,000万円以下	4者程度

② 上記（1）による方法で希望票を提出した事業者の数が上記①の表に定める指名数に満たない場合は、指名業者数を減じることができる。ただし、原則として4者以上による入札を行うこととし、希望票を提出した事業者が4者に満たない場合は、必要に応じて競争入札参加有資格者の中から任意に指名し、指名業者数が4者以上になるまで補充することができる。

③ 上記①の表に定める指名数の3分の2以上を区内本店業者若しくは区内支店業者（準区内業者を含む。）から指名しなければならない。

④ 上記①から③までにより難しい場合は、東京都北区入札等審査委員会が協議して定める。

(4) 予定価格の公表

当該案件に係る予定価格は、事後公表とする。ただし、特に必要と認めるときは、事前公表することができる。

(5) 最低制限価格の設定

契約担当者は、最低制限価格を設定する場合は上記（1）の公告に示さなければならない。

(6) 契約の相手先及び契約金額の公表

当該案件において、適正に契約が締結されたときは、次に掲げる事項を上記（1）の準用により公表する。

- ① 契約相手先の商号、名称及び氏名
- ② 契約相手先の所在地
- ③ 契約金額
- ④ 工事着手の時期
- ⑤ 工事完成の時期

6. 製造その他の請負の契約

製造その他の請負の契約については、別に定めるもののほか上記1から5までを準用する。

付 則

この基準は、平成20年度契約案件から適用するものとする。ただし、20年度準備契約案件を除く。

付 則（20北総契第2190号 平成21年3月31日 副区長決裁）

この基準は平成21年4月1日から施行する。

付 則（26北総契第1975号 平成27年3月2日 副区長決裁）

この基準は平成27年4月1日から施行する。

付 則（30北総契第2439号 平成31年3月25日 副区長決裁）

この基準は平成31年4月1日から施行する。

付 則（4北総契第2474号 令和5年2月13日 副区長専決）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（7北総契第2415号 令和7年12月17日 副区長専決）

この基準は、令和8年1月1日から施行する。

付 則（7北総契第2657号 令和8年2月10日 副区長専決）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。